

農業機械化促進法を廃止する等の法律案参照条文目次

一	農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）（抄）	1
二	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）（抄）	9
三	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）	11
四	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	12
五	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）	12

○ 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
 - 第二章 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入（第五条の二―第五条の八）
 - 第三章 農機具の検査（第六条―第十五条）
 - 第四章 研究機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務（第十六条）
 - 第五章 罰則（第十七条―第十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、農業機械化を促進するため、高性能農業機械等の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置、農機具の検査に関する制度、農機具についての試験研究体制の整備その他必要な資金の確保等の措置について定めて農機具の改良普及に資し、もつて農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農機具」とは、耕うん整地、は種、肥培管理、有害動植物の防除、家畜又は家さんの飼養管理、収穫、調製加工その他農作業（これに附随する作業を含む。以下同じ。）を効率的に行うために必要な機械器具（その附属品及び部品を含む。）をいう。

2 この法律において「農業機械化」とは、動力又は畜力を利用する優良な農機具を効果的に導入して農業の生産技術を高度化することをいう。

3 この法律において、「高性能農業機械」とは、農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与する農業機械をいう。

4 この法律において、「農業機械化適応農業資材」とは、肥料、農薬その他の農業資材のうち政令で定めるものであつて、農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有することによつて農業機械化の促進に寄与すると認められるものをいう。

5 この法律において、「高性能農業機械等」とは、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材をいう。

（農業機械化を促進する義務）

第三条 国又は都道府県は、この法律で定めるものの外、農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならない。

2 国又は都道府県は、農業機械化の促進に有効な事項を行なうに当たつては、農業者の自主的な努力を助長し、これを補完して農業構造の改善に資することとなるように配慮しなければならない。

(融資)

第四条 国は、農業を営む者が農機具を導入し又は農業を営む者が組織する営利を目的としない法人がこれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする資金につき、長期且つ低利の資金を確保するよう必要な措置を講じなければならない。

(国の援助)

第五条 国は、都道府県に対し、その農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項の実施につき、経費の補助その他適切な援助を行なうよう努めるものとする。

第二章 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入

(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針)

第五条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項

二 高性能農業機械実用化促進事業（研究機構が行う高性能農業機械の開発に関する試験研究の成果の実用化を促進するために必要な技術の確立並びに当該技術に係る設備及び情報の提供を行う事業をいう。以下同じ。）の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項

三 特定高性能農業機械（高性能農業機械のうち農業経営の改善のために計画的に導入を促進する必要がある農業機械で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項

四 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二項第二号に掲げる事項について経済産業大臣に協議し、かつ、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県の導入計画)

第五条の三 都道府県知事は、特定高性能農業機械につき、その種類ごとに、基本方針に即し、当該都道府県におけるその導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を定めることができる。

2 導入計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定高性能農業機械の導入に関する目標

二 計画の期間

三 特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件その他特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項

四 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

五 特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項

六 その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項

3 導入計画の内容は、当該都道府県における農業経営の動向に即して特定高性能農業機械の適切な導入を促進することにより、農業構造の改善に資するものでなければならない。

4 都道府県知事は、導入計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（導入計画と国の援助等）

第五条の四 国は、特定高性能農業機械の導入に関し、第四条に規定する資金の確保のために必要な措置を講じ、又は第五条に規定する援助を行うに当たっては、導入計画の達成に資することとなるように努めるものとする。

（実用化促進計画の認定）

第五条の五 基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者（基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、高性能農業機械実用化促進事業に関する計画（以下「実用化促進計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該実用化促進計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実用化促進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 高性能農業機械実用化促進事業の内容及び実施時期

二 高性能農業機械実用化促進事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実用化促進計画が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が高性能農業機械実用化促進事業を確実に遂行するために適切なものであること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(実用化促進計画の変更等)

第五条の六 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る実用化促進計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る実用化促進計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて高性能農業機械実用化促進事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(指導及び助言)

第五条の七 国は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第五条の八 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三章 農機具の検査

(検査)

第六条 国は、農業機械化の促進に資するため、この法律の規定により、農機具の検査を行なう。

2 前項の検査は、依頼による農機具の型式についての検査(以下「型式検査」という。)及びその成果を確保するための事後の検査(以下「事後検査」という。)とする。

3 型式検査の実施は、研究機構に行わせるものとする。

(型式検査)

第七条 農林水産大臣は、毎年度、当該年度において型式検査を行なう農機具の種類を定めて公示しなければならない。

2 型式検査は、前項の規定による公示に係る種類に属する農機具につき、型式検査を依頼する者(本邦内に住所又は居所(法人にあつては、営業所。以下同じ。))を有しない者を含む。以下「依頼者」という。)が提出した型式の農機具の性能、構造、耐久性及び操作の難易(以下「性能等」という。)について行うものとする。

3 型式検査の主要な実施方法及び基準は、農林水産大臣が定める。

4 農林水産大臣は、前項の実施方法及び基準を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 型式検査を依頼するため提出する農機具は、通常製造されたものの中から抽出されたものでなければならない。

(依頼の手続)

第八条 型式検査の依頼は、研究機構に対し検査依頼書を提出してするものとする。

2 依頼者は、前項の規定により検査依頼書を提出する際、研究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。

(検査成績)

第八条の二 研究機構は、型式検査を実施した結果、その検査に供した農機具の型式につき、第七条第三項の基準に適合する場合には検査合格証及び検査成績表を、その他の場合には検査成績表を添えて、その依頼者に合格又は不合格を通知するとともに、その農機具の型式名、検査成績及び依頼者の氏名又は名称並びに合格を通知する場合にあつては合格番号を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により合格に係る農機具の型式についての報告を受けたときは、その農機具の型式名、検査成績の概要、合格番号及び依頼者の氏名又は名称を公示しなければならない。

3 第一項の規定による通知に係る検査成績に不服がある者は、その通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内（本邦内に住所又は居所を有しない者にあつては、六十日以内）に、農林水産大臣に対し書面でこれを申し出ることができる。

(検査合格証票の添附)

第九条 依頼に係る農機具の型式が型式検査に合格し、前条第一項の規定により合格の通知を受けた者又はその一般承継人（これらの者から当該型式の農機具の製造、販売等の事業に係る営業の譲渡を受けたことその他特別の理由により農林水産大臣の承認を受けた場合には、その承認を受けた者又はその一般承継人とする。）は、当該型式の農機具に型式検査に合格したことを示す証票（以下「検査合格証票」という。）を附することができる。この場合には、当該農機具に、農林水産大臣の定める方法により、当該型式の農機具に係る前条第一項の検査成績表の写しをあわせて附さなければならない。

2 農林水産大臣は、前項本文の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 検査合格証票の様式は、農林水産大臣が定めて公示する。

第十条 農林水産大臣は、第七条第三項の基準を変更した場合において、すでに型式検査に合格した型式の農機具について、変更後の基準に基づいて型式検査を行なうとすればこれに合格する見込みがなく、かつ、これを放置すれば農業機械化の促進に支障を与えると認めるときは、当該型式の農機具について、前条第一項の規定により検査合格証票を附することができる者に対し、当該証票を附することができる期間を限定することができる。

2 前項の規定による処分があつた場合には、その処分を受けた者は、その限定された期間内でなければ、当該型式の農機具につき、前条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができる期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

(名称等の変更の届出等)

第十条の二 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができる者は、その氏名若しくは名称又は当該農機具の型式名を変更したときは、研究

機構に対し、その変更に係る事項を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

2 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができる者が死亡し、合併し、又は分割（当該検査合格証票に係る型式の農機具の製造、輸入又は販売の事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合には、当該相続人、当該合併によつて設立し若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割により当該事業の全部を承継した法人は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

3 第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査合格証及び検査成績表の交付を求めなければならない。

4 研究機構は、前三項の規定による請求があつた場合には、請求に係る第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の書換交付又は交付を行うとともに、第一項又は第二項の規定による請求の場合には当該届出に係る変更事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、研究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。

（事後検査）

第十一条 農林水産大臣は、必要があると認める場合には、検査合格証票を附した農機具につき、随時、事後検査を行なうことができる。

2 農林水産大臣は、事後検査をする場合において、必要があると認めるときは、その職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）をして第九条第一項の規定により農機具に検査合格証票を付することができる者（第四項に規定する者を除く。）の事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、当該農機具若しくはその部品を検査させ、関係者に質問させ、又は当該農機具を農林水産大臣の指定する場所に提出させることができる。ただし、農機具を指定する場所に提出させるときは、必要な費用を支払わなければならない。

3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、これを関係人に呈示しなければならない。

4 農林水産大臣は、事後検査をする場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により農機具に検査合格証票を付することができる者で本邦内に住所又は居所を有しないものに対し、その事業場、店舗若しくは倉庫において当該農機具若しくはその部品についての検査を受け、若しくは関係者が質問に応じ、又は当該農機具を農林水産大臣の指定する場所に提出することを請求することができる。ただし、農機具を指定する場所に提出させるときは、必要な費用を支払わなければならない。

5 前項の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける者の負担とする。

（合格の取消）

第十二条 農林水産大臣は、事後検査の結果、前条第一項の農機具の性能等が第七条第三項の基準に適合していないと認めるときは、当該農機具の型式についての型式検査の合格の決定を取り消すことができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による処分をしたときは、これを公示するとともに当該農機具の型式につき第九条第一項の規定により検査合格証票を附することができる者にその旨を通知しなければならない。
- 3 第一項の規定による処分があつた場合には、当該処分を受けた者は、当該処分に係る型式の農機具につき、第九条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

(検査合格証票等の表示に関する制限)

第十二条の二 何人も、この章の規定により農機具に検査合格証票の添附をすることができるときを除き、農機具に、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

- 2 農機具の輸入業者は、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示の付してある農機具でその輸入に係るものを販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、検査合格証票がこの章の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

(審査請求の処理)

第十三条 農林水産大臣は、第十条第一項又は第十二条第一項の規定による処分についての審査請求がされたときは、その審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から六十日以内に裁決をし、これを審査請求人に通知しなければならない。

- 2 前項の裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により同項の審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。この場合において、意見の聴取に際しては、審査請求人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

- 3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(意見聴取)

第十四条 農林水産大臣は、次に掲げる場合においては、農業資材審議会の意見を聴かななければならない。

- 一 第七条第一項の規定により型式検査を行う農機具の種類を定めるとき。
- 二 第七条第三項の規定により型式検査の実施方法又は基準を定め又は変更するとき。
- 三 第十二条第一項の規定により合格の決定を取り消すとき。
- 四 前条第一項の規定により審査請求に対する裁決をするとき。

(報告の徴収)

第十四条の二 農林水産大臣は、第七条第一項の規定により型式検査を行う農機具の種類を定め、又は同条第三項の規定により型式検査の実施方法若しく

は基準を定め若しくは変更するため必要があるときは、農機具の製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、その製造、輸入又は販売に係る農機具の種類、型式又は数量に関し必要な報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十四条の三 この章に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(農林水産省令への委任)

第十五条 この章に規定するもののほか、型式検査の手続その他この章の規定を実施するため必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四章 研究機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務

第十六条 研究機構は、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良等に関する試験研究及び調査等並びに農機具についての検査の業務を総合的かつ効率的に行い、その試験研究及び調査の成果の普及を図ることを目的として、次の業務を行う。

- 一 農業機械化の促進に資するため農機具の改良に関する試験研究及び調査を行うこと。
 - 二 認定計画に係る高性能農業機械実用化促進事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。
 - 三 農業機械化適応農業資材の開発に関する試験研究及び調査を行うこと。
 - 四 型式検査の実施等第三章の規定によりその業務に属させられた事項を処理すること。
 - 五 農機具の鑑定を行うこと。
 - 六 第一号及び第三号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
 - 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項第一号に掲げる業務（高性能農業機械の開発に関するものに限る。）及び同項第三号に掲げる業務は、基本方針に従って行うものとする。

第五章 罰則

第十七条 第十二条の二の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 第五条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）（抄）

（研究機構の目的）

第四条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術（蚕糸に関する技術を含む。以下「農業等に関する技術」という。）上の試験及び研究等を行うことにより、農業等に関する技術の向上に寄与するとともに、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とする。

2 研究機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。

3 研究機構は、前二項に規定するもののほか、種苗法（平成十年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第十条 副理事長は、理事長の定めるところにより、研究機構を代表し、理事長を補佐して研究機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して研究機構の業務を掌理する。

3 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十四条第三項に規定する業務及び同条第四項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

4 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

5 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（業務の範囲）

第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと（次項に規定する業務に該当するものを除く。）。
- 二 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。
- 三 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。
- 四 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

- 五 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条第一項に規定する業務を行う。
- 3 研究機構は、第四条第三項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
 - 一 種苗法第十五条第二項及び第四十七条第二項の規定による栽培試験を行うこと。
 - 二 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。
 - 三 ばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 4 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。
 - 一 種苗法第六十三条第一項の規定による集取
 - 二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去
- 5 研究機構は、前各項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

（区分経理）

- 第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項から第五項までに規定する業務
 - 二 前条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
 - 三 前条第二項に規定する業務

（余裕金の運用の特例）

第十七条 研究機構は、第十五条第三号に掲げる業務に係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

（協議）

- 第二十一条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 一 第六条第二項の規定による認可をしようとするとき。
 - 二 第十六条第一項の規定による承認をしようとするとき。
- 2 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可（第十五条第二号に掲げる業務に係る部分に限る。）をしようとするときは、関係行政機関の

長に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十二条 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、農林水産大臣
二 第十五条第二号に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣

三 第十五条第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

四 第十五条第二号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食品製造業（酒類製造業を除く。）に係るものに関する事項については、農林水産大臣

五 第十五条第二号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

六 第十五条第二号に掲げる業務であつて、第二条第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣

七 第十五条第三号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

2 研究機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）

(非課税文書)

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文 書 名	作 成 者
(略) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号） 第十四条第一項第一号から第四号まで及び第三項から第五項まで（業務の範囲）の業務	(略) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

に関する文書

(略)

(略)

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（総合事務局の所掌事務等）

第四十四条 沖繩総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖繩に係る次に掲げる事務を分掌する。

一（略）

二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第一項第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同項第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務

イ 民有林野に係る次に掲げる事務

- (1) 森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。
 - (2) 林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること（国営に係る森林治水事業を実施することを除く。）。
 - (3) 保安林に関すること。
 - (4) 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。
 - (5) 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること（国営に係る地すべり防止に関する事業の実施に関することを除く。）。
 - (6) 林野の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。
- ロ 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。
- ハ 持続的な養殖生産の確保に関すること。
- ニ 栽培漁業の促進に関すること。
- ホ 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。

2 (略)

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食料の安定供給の確保に関する政策（食品衛生に係るものを除く。）に関すること。
- 二 農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。
- 三 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織の発達に関すること。
- 四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- 五 日本農林規格並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。）及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（これらの基準の策定に関することを除く。）。
- 六 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定する食育推進基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。
- 七 飲食料品（酒類を除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 八 卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること。
- 九 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。
- 十 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十一 食品産業その他の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関すること。
- 十二 所掌事務に係る物資についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。
- 十三 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 十四 農畜産物（蚕糸を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 十五 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く。）。
- 十六 農作物の作付体系の合理化に関すること。
- 十七 農林水産植物の品種登録に関すること。
- 十八 家畜（家きん及び蜜蜂を含む。以下同じ。）の改良及び増殖並びに取引に関すること。
- 十九 農地の土壌の改良並びに汚染の防止及び除去に関すること。
- 二十 草地の整備に関すること。
- 二十一 病虫害の防除、家畜の衛生並びに輸出入に係る動植物及び畜産物の検疫に関すること。
- 二十二 獣医師及び獣医療に関すること。
- 二十三 肥料、農機具、農薬、飼料その他の農畜産業専用物品（蚕糸業専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（経済産業省がその生産を所掌する農畜産業専用物品の生産に関することを除く。）。
- 二十四 農業機械化の促進に関すること。
- 二十五 中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関すること。
- 二十六 農業経営の改善及び安定に関すること。

- 二十七 農業を担うべき者の確保に関すること。
- 二十八 農業労働に関すること。
- 二十九 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること。
- 三十 農地制度に関すること。
- 三十一 農地の権利移動その他農地関係の調整に関すること。
- 三十二 農業構造の改善に関すること。
- 三十三 農業者年金に関すること。
- 三十四 農業災害補償、森林保険並びに漁船損害等補償、漁船乗組員給与保険及び漁業災害補償に関すること。
- 三十五 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する企画及び立案並びに助成に関すること。
- 三十六 株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の監督に関すること。
- 三十七 農任組合の設立及び業務に関すること。
- 三十八 農山漁村及び中山間地域等（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三十九 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の豪雪地帯をいう。）の雪害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること。
- 四十一 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。
- 四十二 土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関すること。
- 四十三 農地の転用に関すること。
- 四十四 農業水利に関すること。
- 四十五 交換分合の指導及び助成に関すること。
- 四十六 土地改良事業（かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業をいう。）に関すること。
- 四十七 農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- 四十八 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに農地の保全に係るばた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。
- 四十九 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること。
- 五十 市民農園の整備の促進に関すること。
- 五十一 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

- 五十二 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関する事
五十三 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の安定に関する事
五十四 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関する事
五十五 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の規定による農産物の検査に関する事
五十六 森林資源の確保及び総合的な利用に関する事
五十七 林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関する事
五十八 森林の経営の監督及び助成に関する事
五十九 保安林に関する事
六十 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事
六十一 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関する事並びに林野の保全に係るばた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関する事
六十二 国土緑化の推進に関する事
六十三 木材その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事
六十四 林業経営の改善及び安定に関する事
六十五 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関する事並びに林業・木材産業改善資金の貸付けについての助成に関する事
六十六 林業構造の改善に関する事
六十七 国有林野の管理経営に関する事
六十八 水産資源の保存及び管理に関する事
六十九 漁業の指導及び監督に関する事
七十 外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の規制に関する事
七十一 遠洋漁業及び沖合漁業に係る漁場の維持及び開発に関する事
七十二 沿岸漁業に係る漁場の保全及び持続的な養殖生産の確保に関する事
七十三 栽培漁業の促進その他海洋水産資源の開発の促進に関する事
七十四 遊漁船業の発達、改善及び調整に関する事
七十五 水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事
七十六 水産業専用物品及び氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材並びに冷凍及び冷蔵に関する事（水産用資材にあつては、経済産業省の所掌に属するものを除く。）
七十七 水産業経営の改善及び安定に関する事
七十八 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関する事並びに沿岸漁業改善資金の貸付けについての助成に関する事
七十九 独立行政法人北方領土問題対策協会の行う資金の貸付けに関する事

八十 沿岸漁業の構造改善に関すること。

八十一 漁船の建造の調整、登録及び検査に関すること。

八十二 漁港の修築、維持管理及び災害復旧その他漁港に関すること。

八十三 漁港の区域に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。

八十四 農林水産業に係る保護増殖事業（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第二項第五号に規定する保護増殖事業をいう。）に関すること。

八十五 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行うこと。

八十六 農林水産技術についての試験及び研究に関すること。

八十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき農林水産省に属させられた事務

2 (略)

(農業資材審議会)

第七条 農業資材審議会は、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）、種苗法（平成十年法律第八十三号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 (略)

(地方農政局)

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十二号（獣医療に係るものに限る。）、第二十三号から第二十九号まで、第三十一号、第三十二号、第三十五号（助成に係るものに限る。）、第三十六号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

2 (略)

(事務所若しくは事業所又はこれらの支所)

第十九条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四条第一項第四十六号から第四十八号までに掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。

2 (略)

(北海道農政事務所)

第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号、第十五号、第二十五号、第二十六号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二 四（略）
2・3（略）

(所掌事務)

第二十四条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第十号から第十三号まで、第三十四号、第三十五号、第四十号、第四十九号、第五十六号から第六十七号まで及び第八十四号から第八十七号までに掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第三十一条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第十号から第十三号まで、第三十四号、第三十五号、第三十六号（漁業信用基金協会の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第四十号、第四十九号、第六十八号から第八十四号まで、第八十六号及び第八十七号に掲げる事務をつかさどる。